

令和4年3月2日

第2回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第5号

町道の路線変更について

次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

変更する路線

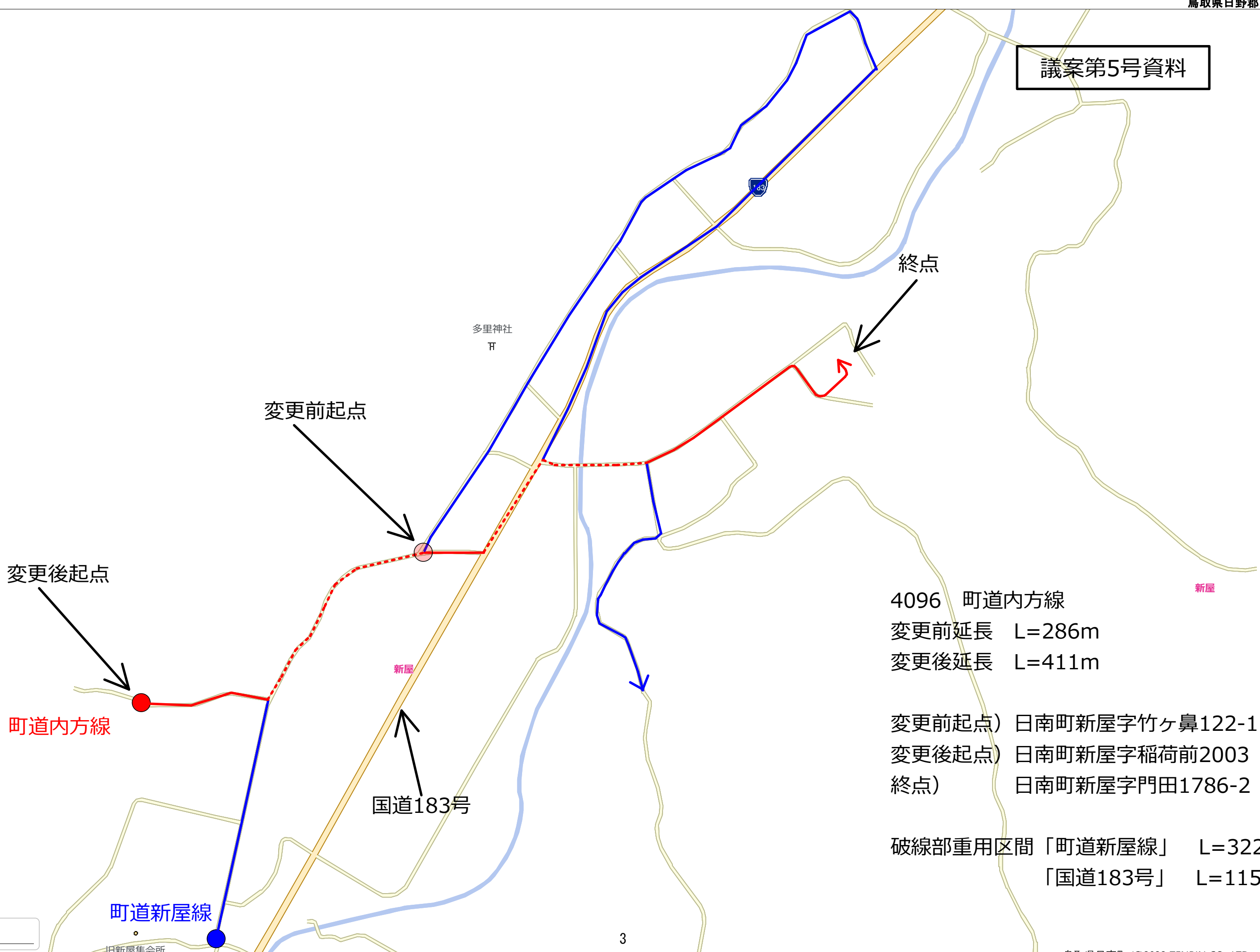
路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
4096	内方線	<u>日南町新屋</u> <u>字竹ヶ鼻122-1</u>	日南町新屋 字門田1786-2	

を

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
4096	内方線	<u>日南町新屋</u> <u>字稻荷前2003</u>	日南町新屋 字門田1786-2	

に変更する。

議案第5号資料



4096 町道内方線
 変更前延長 L=286m
 変更後延長 L=411m

変更前起点) 日南町新屋字竹ヶ鼻122-1
 変更後起点) 日南町新屋字稻荷前2003
 終点) 日南町新屋字門田1786-2

破線部重用区間「町道新屋線」 L=322m
 「国道183号」 L=115.5m

90m

議案第6号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町高齢者生産活動センター）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所
日南振興株式会社 代表取締役 浅川 佳紀
日南町下石見199番地2
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地
日南町高齢者生産活動センター
日南町矢戸1164番地1
3. 管理を行わせる期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 管理業務の範囲
 - ① 高齢者生産活動センターの一部の維持及び管理に関する業務
 - ② 維持及び管理する部分の利用許可に関する業務
 - ③ 維持及び管理する部分の利用料の収受に関する業務
5. 利用料に関する事項
「日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例」（昭和53年条例第24号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

議案第7号

公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町農林業担い手研修施設イチイ荘
及び日南町山村広場)

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

キュービック 代表 矢田貝 ひろみ
日南町中石見407番地

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

イチイ荘及び山村広場
日南町霞615番地

3. 管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- ① イチイ荘及び山村広場の利用に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務

5. 利用料に関する事項

「日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例」（昭和55年条例第17号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員(削る)</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> 採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u> 非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定</p>

<p>する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p><u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>（委任）</p> <p>第25条 （略）</p>	<p>する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（委任）</p> <p>第23条 （略）</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表(第6条関係) 1 施設使用料				別表(第6条関係) 1 施設使用料					
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料		
室料	多目的ホール	1時間につき	1,580円	室料	研修室	16畳	1時間につき	1,580円	
宿泊料	宿泊専用	船通山	1人当たり		7,020円	(和室)	8畳	1時間につき	1,050円
		鬼林山	1人当たり		7,020円	多目的ホール	1時間につき	1,580円	
		花見山	1人当たり	7,020円	宿泊料	研修室(和室)	1人当たり	6,480円	
			1室当たり	21,600円			宿泊専用	船通山	1人当たり
		大倉山	1人当たり	7,020円		鬼林山		1人当たり	7,020円
		稲積山	1人当たり	7,020円		花見山		1人当たり	7,020円
		大正山	1人当たり	7,020円		1室当たり		21,600円	
			出立山	1人当たり				7,020円	大倉山
				稲積山		1人当たり		7,020円	

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日南町消防団条例の一部改正について

次のとおり、日南町消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町消防団条例の一部を改正する条例

日南町消防団条例（昭和45年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用) 第4条 団員は、本町に居住する年齢満18歳以上、<u>60歳に到達した日以降最初の3月31日までの間にある者</u>で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。ただし、団長及び副団長の年齢については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(報酬) 第14条 団員には、別表第1に定める<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償) 第14条の2 (削る)</p> <p>1 _____ 団員が公務のため旅行した場合は、日南町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第12号)の規定の例により旅費を支給する。</p> <p>別表第1(第14条関係) <u>年額報酬</u> (表は省略)</p> <p>別表第2(第14条関係)</p>	<p>(任用) 第4条 団員は、本町に居住する年齢満20歳以上、<u>満60歳までの者</u> _____ で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。ただし、団長及び副団長の年齢については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(報酬) 第14条 団員には、別表第1に定める _____ 報酬を支給する。</p> <p>(新設) (費用弁償) 第14条の2 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き、</u> 団員が公務のため旅行した場合は、日南町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第12号)の規定の例により旅費を支給する。</p> <p>別表第1(第14条関係) <u>報酬</u> (表は省略)</p> <p>別表第2(第14条の2関係)</p>

出勤報酬			費用弁償		
区分	支給単位	金額	区分	支給単位	金額
水火災その他の災害の場合	1回につき	<u>8,000円</u>	水火災その他の災害の場合	1回につき	<u>3,500円</u>
警戒の場合	〃	<u>8,000円</u>	警戒の場合	〃	<u>3,500円</u>
訓練、啓発等の場合	<u>4時間以上</u>	<u>8,000円</u>	訓練の場合	<u>〃</u>	<u>3,500円</u>
	<u>4時間未満</u>	<u>4,000円</u>	その他の職務に従事する場合	<u>〃</u>	<u>3,500円</u>
その他の職務に従事する場合	<u>1回につき</u>	<u>8,000円</u>			

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第11号

日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり、日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例

日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の趣旨により、認定こども園を設置するため、町が設置する認定こども園の設置及び管理並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による教育・保育の給付に関する事項について定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
日南町立認定こども園 にちなん十色	日南町霞740番地1
日南町立認定こども園 にちなん十色 石見分園	日南町上石見537番地
日南町立認定こども園 にちなん十色 山の上分園	日南町笠木304番地12

（事業）

第3条 認定こども園は、認定こども園として行う事業に加え、子育て支援事業として次に掲げる事業を行う。

- （1） 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- （2） 地域家庭において、その家庭の子どもの養育に関する問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

（教育と保育等の総合的な提供）

第4条 認定こども園は、認定こども園に入園する子どもに対し、教育と保育等を総合的に提供するものとする。

（連携及び協力）

第5条 町長及び教育委員会は、認定こども園の適正な管理運営のため、相互に連携し、及び協力しなければならない。

(休園日)

第6条 認定こども園の休園日は以下のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 以下においては、法第19条第1項第1号に該当する児童に対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業日 8月12日から同月16日まで
- (2) 春季休業日 3月25日から同月31日まで
- (3) 土曜日

3 教育・保育上必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず教育・保育を提供することができる。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を提供しないことができる。

(教育・保育時間)

第7条 認定こども園の教育・保育時間は、町長が別に定める。

(支給認定)

第8条 町は、法第20条の規定に基づき、教育・保育給付のための支給認定を行うものとする。

(教育・保育の給付基準)

第9条 教育・保育の給付基準は認定区分に応じて、町長が別に定める。

(使用料)

第10条 認定こども園等の使用料は、法第27条第3項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育・保育に要した費用の額)とする。

2 前項の使用料に係る保護者が負担すべき額(以下「保育料」という。)は、法第27条第3項第2号で定める額とし、その階層別金額は町長が別に定め、徴収するものとする。

(保育料の減免)

第11条 町長は、前条の規定にかかわらず、扶養義務者の死亡、災害その他により、特別の事情があると認めるときは、保育料は減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理、運営その他、この条例施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の廃止)

第2条 日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例(昭和45年条例第37号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日の前日までに、日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。